

研究者が知っておくべき 研究倫理と著作権制度

山 本 順 一

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構情報基盤部科学情報課の依頼を受けて、2017年2月17日（金）の午後、千葉市にある同機構に属する放射線医学総合研究所の重粒子治療推進棟大会議室において、「よくわかる著作権講座 研究者が知っておくべき著作権」というタイトルでお話し、質疑応答を行った。わたしの研究テーマのひとつが比較法的な著作権制度なのでこのような看板のつけ方となったが、依頼の趣旨は著作権認識にとどまらず、研究活動における不正防止の一環としてのイベントであったので、研究者が備えるべき倫理観の覚醒までを射程に含んでいた。聴衆は同機構に勤める役職員、研究者、および同機構が外部から受入れている研究員と大学院生で、千葉にとどまらず各地の同機構傘下の研究機関とオンラインでつなぎ実施された。本稿は、その機会に語った内容と聴衆とのやり取り、およびその後メールでいただいた質問に対して提供した回答をもとにして、原稿化したものである。儀礼的な謝意も含まれているとは思いますが、担当者からは感謝の言葉をいただいた。担当者との間で、今後の同様の研修を行う際の基礎的な資料としていただければ幸いと文章化することを約束したこともあり、新年度・新学期のオープニングのイベントや雑用、授業や会議等が一段落したいま手をつけることにした。本稿にとりあげた内容は学術的には高尚といえる代物ではないが、ヒトから後ろ指をさされることなく、研究者としての保身を図る際に最低限承知しておくべきことであるので、日常的には大いに役

キーワード：著作権、研究倫理、研究不正行為、引用の法理、商標権

立つものだと思う。わたしのまわりでわたしをかまってくれる大学院生たちにも本稿をプレゼントしたい。なお、筆者は知的財産権制度、とりわけフェアユースを中心とするアメリカ法との比較法的な観点から著作権制度を研究してきたので、研究倫理についてはそれとの関連で言及するにとどまる。研究倫理についても内外に多数の文献、情報が存在するが、ひとつの目安として「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26.8.26 文部科学大臣決定）」¹⁾をあげておく。

1. はじめに

世界中に大きな^{さざなみ}小波を巻き起こしているトランプ政権が発足して100日が経過したが、2017年早々にそのトランプ政権の始動に先駆けてモニカ・クロリー（Monica Crowley, 1968-）が国家安全保障会議（NSC）の幹部に指名されるとのニュースが流れた。彼女はアメリカの政治評論家にしてロビイストのひとりで、1996年から2016年の間フォックス・ニュース（Fox News）の寄稿者を務め、世界基督教統一神霊協会（Unification Church）系のアメリカの日刊新聞ワシントン・タイムズ（*The Washington Times*）²⁾の元オンラインの「読者の声」欄編集者のひとりで、ニューヨークに本拠を置く超有名な非営利シンクタンク、外交問題評議会（Council on Foreign Relations）の会員でもある。この有能なアリゾナ生まれの彼女は、その意に反してトランプ政権の国家安全保障会議次席補佐官（deputy advisor）のポストを就任前にあきらめざるを得なくなった。その原因は、17年前の2000年に彼女がコロンビア大学に提出した「真実をさえぎるものを取り去って」（Clearer than Truth）と題するトルーマン政権とニクソン政権のもとでの対中国政策を論じた学位論文（Ph.D. dissertation）にある。そこに

1) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

2) 有名な民主党寄りの大手ワシントン・ポスト（*Washington Post*）と紛らわしい紙名であるが、発行部数では大いに劣る、このワシントン・タイムズは対照的に保守的で共和党支持であり、巷間、アメリカ政界に一定の影響力を行使していると伝えられる。

はヘンリー・キッシンジャー（Henry Alfred Kissinger, 1923-）をはじめとする著名な研究者の著作や大手通信社の記事等から数千語にのぼる剽窃盗用がある旨を指摘された³⁾。日本でも小保方晴子（1983-）さんの事件はあまりにも悲惨なものであった。このアメリカと日本の事件は研究者の棲息する世界では珍しいことではないにしても、研究者である前にまともな人間であれということを示している。先行し、参照させてもらう（偉大な）研究者（とその業績）を尊重し、素直に、また謙虚に背伸びをせず、ささやかな日常的な研究を積み重ねることの大切さを教えてくれる（クローリーさんは学位論文がはじめての剽窃ではなく、それ以前にもウォールストリート・ジャーナルに執筆した記事について剽窃疑惑が取りざたされたことがあり、彼女には‘盗癖’があったともいわれる）。実力以上に虚名で学界にのさばる人たちがいるのはどこの世界でも同じであるが、研究者にとって、なによりも自分の作品が依拠した〔参照・引用させてもらった〕業界の先輩をそれなりに評価・尊敬する人間性が大切であることを確認し、次に進める。

2. 正しい著作権認識からスタート

これまで何度か理工系の研究機関等で著作権についてお話する機会があったが、そのときに著作権などに脇目もふらず一生懸命に実験、研究を続けてきた初心な人たちによく訊かれたのは、「著作権は世界共通のものか」というものである。その問いかけに対する答えは「違います。著作権はベルヌ条約やTRIPs協定など、関係する国際条約によってミニマムは共通ですが、それぞれの国の国情や地域の状況に応じて、微妙に異なっています。これを属地主義といって、著作権に限らず、知的財産権に共通の原則です」と応えている。また、「各国の法律に定められた著作権は、そのまま世の中に通用するものなのか」とも訊かれることがある。これに対しても、「違いま

3) 'Trump aide Monica Crowley plagiarized thousands of words in Ph.D. dissertation.'

< <http://money.cnn.com/interactive/news/kfile-monica-crowley-dissertation-plagiarism/> >

す。学説や判例がそのまま著作物の取扱いを規律しているのではなく、業界の事実上のルールや実務慣行などによって規律される部分も少なくない」と応じている⁴⁾。そして、研究者が身につけるべき基本的な著作権認識とそこからつながる研究倫理につき、「図1 研究者にとっての著作権（認識）を含む研究倫理」を示す。

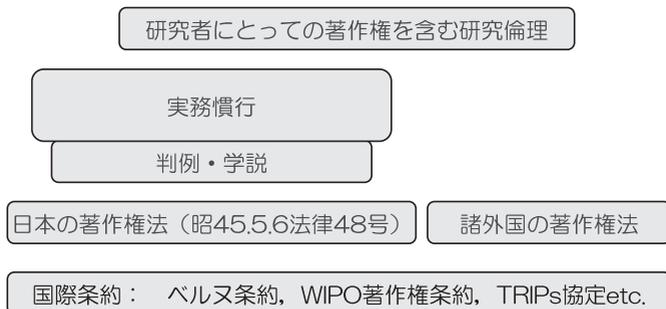


図1 研究者にとっての著作権（認識）を含む研究倫理

著作権（認識）を含む研究倫理の基礎的知識を簡便に修得しようとするれば、独立行政法人 日本学術振興会から公表されている「科学の健全な発達のために：誠実な科学者の心得」⁵⁾が有益である。同書にも「研究不正行為」はFFPというイニシャルで整理されており、Fabrication（捏造）、Falsification（改竄）、Plagiarism（盗用・剽窃）の3要素から構成されると理解されている。このうち著作権に関係するのは改竄と盗用・剽窃の2つである。著作権制度は表現を保護するもので、アイデアには及ばず、アイデアは社会公共に広く開かれているとの仕組みをとるが、研究活動においては先進的な具体的アイデアの盗用も研究不正行為になることがある。研究者には事実やデータの捏造は許されず、利益相反、（被調査者などのプライバシーに関する等の）守秘義務違反、インフォームドコンセントの欠落、（当該研究活動に関わる）

4) たとえば、最近の先進国や発展途上国の著作権制度の動きの一端については、拙稿「図書館をめぐる著作権の制限規定・適用除外規定に関する国際的な動向」専門図書館281号（2017年1月）、pp.2-8を参照。

5) <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>

不正の隠蔽、(不正行為の) 告発者(や公益通報者)への報復、および二重投稿等々、ほかにも様々な逸脱行為が「研究不正行為」に該当する(「図2 研究不正行為」を参照)。

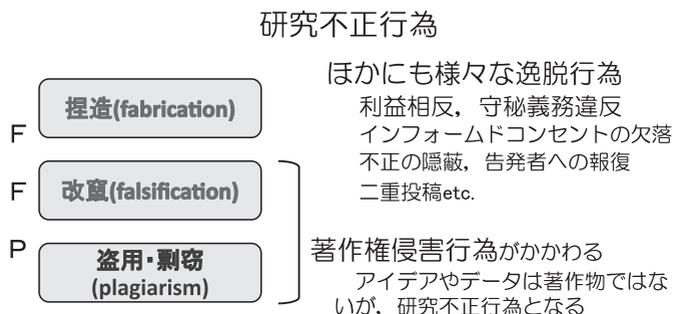


図2 研究不正行為

研究活動の成果は一般に学術論文にまとめられ、それぞれの分野の共有知的資産に編入されるが、なかには所定の手続きを踏み、特許権や実用新案権、意匠権、育成者権等の排他独占的な知的財産権を構成することもある。熾烈な競争にさらされている企業等の研究開発現場での(学術的な)成果のなかには、ときにトレードシークレット(営業秘密)として保護されるものがありえる。「図3 研究成果についての構造的理解」を参照しながら、いま少していねいに解説を加える。あらゆる学問分野の研究は、学部や大学院での教育もしくは独学を通じて、当該学問分野の体系と構造、理論水準を一定程度理解した上で、そこにこれまで認知、発見されてこなかった摂理や真実について一定の仮説をたて、そのアイデアの実証、論理構築を行おうとするものである。その初発のアイデアを事実とデータを積み上げ、学術論文(や特許明細等)として表現する。その表現行為を通じて、研究者としての地位や名誉、経済的その他の正当な利益を獲得する。独創性、オリジナリティのあるアイデアの発想から学術論文等の作成・公表、そして社会的評価にいたる一連の過程において、研究者として守らなければならない「研究倫理」が存在する(情報のしかるべき取扱いを規律する「情報倫理」もそこに

は含まれる)。

研究成果についての構造的理解

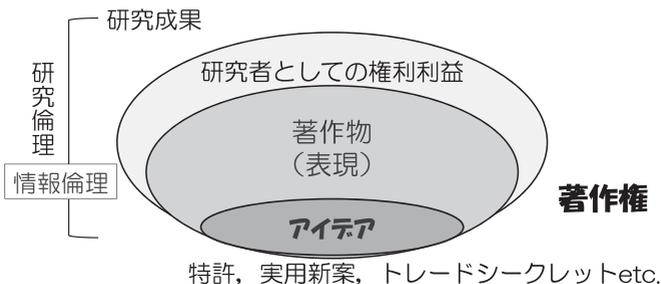


図3 研究成果についての構造的理解

3. 著作権法とは何か？

研究者として、最低限知っておかなければならない著作権制度に関する基礎的事項について、以下に整理することにした。

3.1 ‘publish or perish.’ (論文を書かないと肩身が狭い、研究者廃業)

世界中で活発な研究活動が展開されており、爆発的な論文生産が現出している。高度に学術的なコア雑誌に投稿し、査読をかいぐつてめでたく掲載された論文といえども、そんなに同業者から引用されるわけではない。査読付き学術誌に掲載されて5年、人文系分野では82%が1度も引用されず、社会科学分野では32%が1度も引用されず、自然科学分野でさえ27%が1度も引用されることがない。学術雑誌に掲載された論文をトータルに見ても、1度でも引用される論文は7割である⁶⁾。

研究者の執筆する論文や専門書の公表、刊行については、出版社との契約により規律される。学術雑誌に掲載される論文の著作権のありようは、当該学術誌発行出版社が用意している契約書にしたがう。専門研究書について

6) アキ・ロバーツ、竹内 洋『アメリカの大学の裏側』朝日新書、2017、pp.78-79.

は、研究者と出版社は、タテマエとしては対等の法主体であるが、大手出版社が社内で作成している附合契約的な出版契約、業界で共通に用いられている雛形の出版契約とは異なる定めに変更することは日本ではなかなか難しいかもしれない（通常は著者への印税は定価の10%であるが、ときに販売予想によって著者と出版社との間の合意により下げられることがある）。

3.2 研究論文は‘著作物’

日本の著作権法2条1項1号には、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」を‘著作物’（work）と定義しており、これは世界共通である。同法10条1項には9種類の著作物の種類が例示されている。研究論文は全体としては‘言語の著作物’に該当しそうであるが、そこに含まれている凝った図表は‘図表の著作物’に、視角や構図等に撮影者等の個性がうかがえる写真や画像は‘写真の著作物’にあたる。一般に著作物は、それを作成した人の思いや感動を第三者に伝えたくて制作するものであるが（だから小説を読んで悪を憎む気持ちになったり、マンガを見て笑ったり、映画を観て涙ぐんだりする）、‘プログラムの著作物’だけは性質が異なり、システムエンジニアやプログラマが直接的には無機的な機械であるマシンに「ちゃんとねらったように動作してくれ」と語りかけるものである。‘コンピュータ言語’という英語のできそこないような言葉を使ってきたので、まずは‘言語の著作物’に含まれるとの認識がもたれるようになり、やがて‘プログラムの著作物’として独り立ちしたのである。いずれにしても、その著作物の種類に応じて、法的保護のあり方が異なる（高価なプログラムの著作物は脆弱なのでバックアップがとれるし、機種に応じた改変も当然に認められる）。

著作物にはそれを制作・作成した‘著作者の権利’（広義の著作権）が認められる。研究論文の著作者である研究者には、一身専属的な‘著作者人格権’と‘著作（財産）権’（狭義の著作権）の大きくは2種類の権利が付与される。‘著作者人格権’には公表権、氏名表示権、同一性保持権が含まれ、

さらには創作者としての名誉，社会的評価を侵害する行為から保護される。著作者人格権について，研究者にかかわるところでは，共同研究契約の中で著作権に関する定めのひとつとして‘著作権人格権を行使しない’旨を規定する場合がある。このような規定は，共同著作物の著作者人格権の行使を定める著作権法64条の趣旨に対応するものである。同条3項は，「共同著作物の著作者は，そのうちからその著作者人格権を代表して行使する者を定めることができる」としており，当該共同研究の代表者に対して，共著で作成する論文をいつ公表するかを決める，加筆修正する必要に円滑かつ速やかに対応することを実現すべく，共同研究契約中にこのような規定がおかれる。共同著作物の著作（財産）権の行使にあたっては，同様な趣旨から，合理的で正当な理由なく，共著者の内の特定個人が阻害的振る舞いをしてはならないと定めている。共同研究に携わり，論文の共著者の間での合意形成に余計な時間とエネルギーを割きたくないのである。

‘著作（財産）権’はいわゆる‘copyright’で，有形・無形の複製（改変を含む），流通を独占的に支配する権利で，これは著作物の種類に応じた利用をコントロールすることができ，具体的な利用のあり方に対応する‘支分権’（subdivision）を包括した権利と認識できる。あらゆる種類の著作物に共通する利用形態である複製に応じる‘複製権’‘翻案（変形）権’やスクリーンに映す‘上映権’，そして譲渡（権）・貸与（権）⁷⁾および無体の著作物の具体的イメージを有線・無線の伝送路を通じて送る‘公衆送信権’といった支分権が存在する。言語の著作物のうちの文学作品や脚本については‘上演権’と‘口述権’（朗読），音楽の著作物については‘演奏権’，美術の著作物や写真の著作物については‘展示権’が認められている。

著作物が複数の人たち（ n 人）の協力で作成・制作されるときには著作者の権利は関係当事者の共有となり，特別な約定がなければ， $1/n$ の共有持分となる。もっとも著作物は利用されてこそその効用が発揮できるので，共著

7) ゲームソフトを除く映画の著作物には，譲渡と貸与の双方を含む‘頒布権’が認められる。

者のあいだで故意に利用を妨げる行為は容認されない。自然科学系の諸分野では、通常、双数にとどまらない複数、多数にのぼる共著者が単一の研究論文を作成する。

・ 著作権の移転・譲渡

著作者人格権は一身専属的で、原則的に著者の存在と運命をとにもするが、著作（財産）権は第三者に譲渡・移転することができ、相続の対象ともなる。理工系の学術雑誌に掲載された記事や論文、医学・薬学等の分野の図書などでは、採録・出版の段階で著作権が出版社に移転・譲渡されるとの定めが投稿規程や出版契約、慣行等により決まっていることがある。このような‘著作権変動’については、一応の知識をもっておいたほうが良い。

「自らが執筆した出版物について、使いたい人から直接その旨について連絡を受けたとき、出版社に対して自らはどう関わるのが良いか？」ということについては、著作権移転の有無の確認をしなければならない。文科系分野では著作権は著作者にとどまり、複製権だけが出版社に許諾される形式が多い（一般社団法人 日本書籍出版協会の出版契約の雛形は出版権設定契約となっており、電子化もそこには含まれている⁸⁾）。うえにふれた通り、理科系分野では著作権は出版社に移転、著作者人格権は著作者にとどまる形式が多い（投稿規程を確認する必要がある）。後にふれるが、SherpaRoMEOやSCPJデータベースでそれぞれの出版社の著作権に関する方針が確認できる場合もあるが、多くの出版社は‘灰色’（gray）で態度未決定（under consideration）である。紛争回避のためには、マナーとしても出版社に連絡しておいたほうが安全は安全で、確認はメールで十分である。

自らが執筆した出版物について、使いたい人から直接その旨について連絡を受けたとき、承諾する場合には利用形態をしっかりと確認することが大切で、利用条件を明確に示したうえで、eメール等に残しておくこと。断る場合には、プレプリントできわめて限られた身の回りの人たちに配布して

8) <http://www.jbpa.or.jp/pdf/publication/hinagata1kaisetsu.pdf>

いる未公表著作物だと、熟度、完成度が低いなど合理的理由をあげることができる。また、引用以外の利用であれば丁重に拒絶することはできる。しかし、インターネット上に公開されているような場合やすでに学術誌、図書で公表、公刊されていれば、引用は阻止できない。公表された著作物の引用は研究の世界の公理に属する。

研究者によくあることであるが、外部からの依頼で講義やセミナーを行った後に、パワーポイントのコピーの提供が主催者側から要望されることがある。このようなときには、聴衆の理解を容易にするためにグーグルの画像検索等でアクセスできた画像やインターネット上のウェブページをパワーポイントのファイルに貼り付けることが多いと思う。大学等の講義やセミナー、研修会での講演をしているときにはそれでよいが、終了後に提供したパワーポイントのファイルが複製され、外部に配布される懸念がある場合には、一般的には引用の法理が援用されうるはずであるが、コピーしたウェブページや第三者の制作した画像等は削除しておいたほうが無難といえる。

ひるがえって、自分自身の研究業績の利用を断りたいという研究者は意外にも少なくないようである。国立国会図書館が過去に遡り学位論文を電子化しようとしたとき、著作権処理のために連絡をしたところ、電子化・公開を拒絶した研究者は少なくなかったようである。わたしのまわりにも「だって、恥ずかしいんだもの」という人たちが何人かいる。研究成果を公表しなければ退場を余儀なくされる職業のはずなのに面妖な現象ではある。しかし、このことは著作権法のあらゆるテキストに書かれているように、著作権が‘禁止権’として働くことを示している。著作隣接権と総称される権利に含まれる実演家の権利やレコード製作者の権利には、利用は拒めず、報酬請求権のみが認められる場合があるのとは対照的といえる。科学の進歩を協力し合いながら進めてゆくべき研究者が、みずからの公表された著作物である研究業績を秘匿しようという心理は、ビョーキというほかはない。

3.3 編集著作権、データベースの著作権

近年の研究活動では、オンラインで種々様々なデータベースを利用している。データベースは、この国の著作権法では「論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう」(2条1項10の3)と定義され、「その情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する」(12条の2第1項)と規定され、またその著作物として保護される‘データベースの著作物’につき前項の「部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない」(同条2項)との定めも加えられている。すなわち、網羅的でもなく、アルファベット順や50音順でなく、あるいは広く用いられる分類によってではなく、情報の選択や体系的構成にオリジナリティが認められるデータベースには総体として著作権が認められる。もっとも、著作権の付着したデータベースの著作物につき、数値で表現されたデータや(歴史的)事実、書誌データ、たんなる語句などを一定程度抽出利用しても、それら自体は著作物ではないので、著作権の侵害にはあたらない。特定のデータベース、これはデータベースの著作物に該当しない場合でも、論文や記事、美術作品や写真などの著作物を抽出利用する場合には、後にふれる引用や、特許権取得、薬事法による審査など著作権が制限されるケースでなければ、著作権が問題となる。データベースの利用にあたっては、その構成要素が著作物でなければ、もとのデータベースの著作物の具体的ありようが透けて見えるような大量利用でない限り、問題とはならない。新聞記事や書誌データベースなど、データベース業者から契約にもとづき有料で利用している場合には、それを活用する目的で導入しているのであるから、社会通念上、合理的な利用である限り問題になしえない。インターネット上に無償で公開されているデータベースの場合も同様である。

デジタル時代の到来前から、新聞や電話帳、百科事典や蔵書目録、総合目録等、紙に多くの構成要素が印刷された編集物については、「素材の選択又は配列」にオリジナリティのあるものが‘編集著作物’として法的に保護さ

られている(12条)。紙媒体の編集物が電子的な‘データベース’に装いをあらためただけで、メディアは変わっても本質的には同じものなので、アメリカの著作権法のもとではデータベースもまた‘compilations’(編集著作物)として保護されている(17USC § 103)。第三者が作成した既存の‘データベースの著作物’につき、情報解析を目的として複製、改変して利用する場合にはそこに関係する著作権は制限され、合法的利用とされる(47条の7)。

3.4 著作権の存続期間

著作権の付着する著作物は、小説やマンガ、ポピュラー音楽、映画などのような娯楽、エンタテインメント系の著作権ビジネスの商品、サービスとして市場で取引、流通するものもあるが、やがて国民文化として普及浸透してゆく民族的芸術、人文社会系的知識や科学技術を化体した学術論文のように、資本主義的市場論理を超えて広く共有され、次の時代の市民福祉、市民文化を育む基盤的情報知識も存在する。具体的な商品、製品、サービスの根底にある情報に過ぎない情報、イメージである無体の著作物については、アメリカの連邦憲法8条8項に国家は「著作者および発明者に対し、一定期間その著作および発明に関する独占的権利を保障することにより、学術および有益な技芸の進歩を促進する」とあるように、著作権が認められるのは‘一定期間’とすべきもので、‘一定期間’が過ぎれば万人に開かれた共有、公有の情報知識とすべきで、著作権者、著作権ビジネスの合理的な利潤獲得の範囲を超えれば‘パブリックドメイン’に編入すべきである。その‘一定期間’は世界の著作権制度のミニマムを定めるベルヌ条約には、その7条に定めがあり、1号に「保護期間は、著作者の生存の間及びその死後50年」とされ、2号には「映画の著作物については、保護期間が、著作者の承諾を得て著作物が公衆に提供された時から50年」、写真の著作物と応用美術の著作物に言及する4号は「製作の時から25年よりも短くてはならない」としている。もっとも、同盟国は、前記の保護期間よりも長い保護期間を許与する権能を有する。7条6号に「同盟国は、前記の保護期間よりも長い保護期間

を許与する権能を有する」と定められ、著作物の存続期間は一般にベルヌ条約がいうところよりも相当に長い期間がそれぞれの国の国内法で定められている。

日本の国内法である著作権法では、一般に著作物の死後「50年を経過するまでの間、存続する」(51条)とされ、映画の著作物についてだけ「公表後70年」(54条)とされている。面白いのは、あれだけ大騒ぎをして取りまとめたにもかかわらず、ドナルド・トランプ大統領の英断?によりなかばポシャっている環太平洋パートナーシップ協定が日本の著作権制度に大きな影響を与えている。環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年12月16日法律第108号)で著作権の存続期間を死後50年から70年に法改正をした(8条)にもかかわらず、その附則1条が「環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日」を施行日としているため、現在ではたなごらしの状態になっている。こと著作権制度に関してだけ言えば、著作物の陳腐化のスピードと中長期的な社会的、文化的な変動もあって、特定のキラコンテツ以外には、ほとんどすべての著作物が著作物の死後50年まででさえ利用され続ける実態がないにもかかわらず、多くの著作物利用者、市民の意に反して行った暴挙に対する、トランプ大統領を通じての神様の加護のように感じられる。

3.5 ‘著作権侵害’とは?

他人の権利利益を損なう行為をすればそれは権利侵害行為となり、故意または過失によって権利侵害が発生した場合には、原因行為を行った者には損害を填補すべき責任が問われる。差し迫った状態の中で自分自身の権利利益を守るためやむなくそれを行い、客観的にもその第三者の権利利益侵害行為に一定の合理性が認められる場合には、その責任は軽減されたり、免除されたりすることがある。一般的には、侵害される権利者の保有する権利利益がもっぱら私的利益にすぎず、やむを得ず侵害する側の守ろうとした利益が公的利益、公共の利益であるとき、あるいは第三者の利益を侵害する側の利益

のほうが相対的にその性質、価値の点からも優位しているような場合には、法的にも権利侵害行為と見える行為を容認、許容することを強えられる。著作権についていえば、英米法の世界で発展をみ、アメリカ連邦著作権法107条に結実した‘フェアユース’の法理がそれにあたる。日本の著作権法では30条以下の著作権制限規定がそれに相当し、枝番を付した規定が続々登場しているが、総じて利用者国民よりもビジネス利益を過剰に優先する傾向にある立法過程とそれに追従する傾向がうかがえる司法過程の展開は著作物の公正使用の実現には大きな懸隔を残したままといえそうである。

さて、研究者が常識的に知っておくべき‘著作権侵害’行為の構造について、略々、記しておこう。著作権を含む知的財産権の本質は第三者の模倣の抑止であるから、先行する第三者の著作物を模倣したことが明白な場合に‘著作権侵害’となる。このとき特許権などの産業的財産権では結果的に模倣が確認できれば、模倣したとされる者の主観的意図にかかわらず権利侵害と認められるが（特許権などでは出願登録手続きを経て権利が付与されるので、出願登録される前にその発明等を実施していた者については権利侵害とはされず、継続的に先使用権が許容される）、著作権制度のもとでは模倣の意図なく結果的に同一、酷似、類似の著作物が制作された場合には‘偶然一致’として後発の者にも別個の著作権が認められるタテマエである。

このように考えると（判例・学説も同様であるが）、先行する著作物になんらかの形でアクセスし、それに依拠して制作された模倣表現物に接した制作者以外の第三者がそれをみて、「すっかり同じ、よく似ている」と感じた場合に‘著作権侵害’が肯定される。すなわち、先行著作物への‘依拠性’と先行著作物との‘類似性’の2要件が満たされれば、‘著作権侵害’と法認される⁹⁾。著作権侵害行為およびそれと見做される行為については、刑事責任が問われることがあり、著作権法第8章の罰則、著作権侵害罪が適用されうる。著作権侵害あるいはそれに見做される行為を行った個人には著作権

9) 既存の著作物に依拠して複製され、表現形式上の本質的特徴がそれ自体として直接感得されるときに‘著作権侵害’が成立する。

法 119 条以下の規定が発動され、懲役、罰金、またはその併科を科されることがありうる。著作権侵害行為を行っていた研究者等従業員を使用していた研究開発機関、企業などについても両罰規定（124 条）が用意されており、組織ぐるみの著作権侵害であればその組織文化も断罪される仕組みになっている。

3.6 研究活動の砦、‘引用の法理’

研究者が研究活動を通じてアカデミック・ワールドに提出する新しい知見は、それぞれの分野の関係する既存の研究成果を踏まえて、その成長点を伸ばす連続的、継続的営みである。古代の偉大な哲人、アリストテレスやプラトンのむかしから、研究者の著作は先人の言説を引用し、思考を深めるものであり、いまもむかしも研究者の新たな独創的知見は先人の研究成果の引用のうえに構築される。この国の著作権法 32 条 1 項には、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない」と定めており、これが古来以来の‘引用の法理’を確認している。引用の法理のコロラリーとして‘明瞭区分性’と‘主従の関係’があげられる。

事実やデータと同じように客観的論拠として先行著作物の一部を用いるわけであるから、誰の目にもそれが認識できるよう、際立たせる必要があり、日本語で書かれる論文では引用部分の前後を「」で括ったり（欧文の場合では‘ ’のようにする）、フォントの大きさを小さくしたり、空行を挟んで 2 字下げにしたりする。そのようにして引用部分と著者の固有の表現を識別することを要請するのが‘明瞭区分性’である。また、論文を書くということは素晴らしい先達の業績を受け売りするために書くのではなく、みずからの新しい発見、知見を披瀝するために書くための引用であるから、自分自身の表現にウェイトが置かれるはずで、先達の著作物からの引用は従たるもので、そこにはおのずから‘主従の関係’が成立しているはずである。みず

からの見解を述べるために先達の著作物を自由に引用することはできるが、先達の保有する著作権には一定の配慮が求められ、同一性保持権、翻案権には留意する必要がある、必要最小限の合理的改変は許容されるとしても、原則的にそのままの形で引用すべきであろう。しかし、分量的にも必要最小限とされる引用の対象となる部分が数行を超え複数頁にまたがるような場合には、一般に要約引用することが認められる（この場合には要約引用の対象となった出典文献の書誌データを注などで明らかにすべきである）。

このようにして行われる引用については、一般的な意味でも、またそれぞれの学問領域ごとのマナーに服するという意味でも、‘公正な（引用の）慣行’に従わなければならない。実験等における検証可能性を明らかにするのと同様な意味をもっており、トレース可能な出所明示が求められる。図書の場合は著者、書名、出版社、出版年、該当頁など、論文の場合は著者、掲載雑誌名、巻号、該当頁など、インターネット上の資料の場合はURL、アクセス日時などを明記することになる。いわゆる孫引き（re-citation）は極力避けるべきであるが、容易に原典にあたれない場合には正直にその旨を記すべきである。

・ ネガティブな引用

研究者のなかには人間関係の機微、ないしは学界における人間関係にまで配慮が届く人が少なくない。「他人が執筆した論文の文言や図書の図表をネガティブな引用で使いたいとき、その旨を執筆者に伝えたほうが良いか？」との質問が提起されるゆえんである。これには学界のボスや同一の学閥、人脈に属する先輩や兄弟子を迂闊に批判すると手ひどい仕返しを受けることを恐れてかもしれない。この行為は、論理的には、いわれない報復にあたり研究不正を構成するはずであるが、大方の場合、事実上の支配従属関係に出るいやがらせは、陰險な報復については事実上の放置を余儀なくする。‘引用の法理’は、人間関係を超越した法的に認められた合理的な権利であり、科学の進歩を演出する概念装置のひとつである。ここで示した配慮には、優し

い人柄と日本の美徳が表出しているように思われるが、合理性は存在しない。研究者としての生き残りと存在意義を確認するうえで、若手研究者こそ斯学の権威にチャレンジすることが望まれる。‘出る杭は打たれる’が、‘出過ぎた杭は打たれない’。

・ 講義やセミナーでのWikipediaの引用

ウィキペディアに限らず、ほかの百科事典でも同様であるが、専門性の高いアカデミック・ペーパー（学術論文）にウィキペディアの利用はにつかわしくなく、限定的な利用にとどまると思われる。大学の講義やセミナーなど初学者や市民などに向けられた講義やセミナーであれば、簡単な定義等が発点になる場合、ウィキペディアは有効であろう。ちなみに、アメリカの裁判所でも、日本の裁判所でもウィキペディアは引用、利用されている。このとき、出所表示など引用の要件は守らなければならない。

3.7 著作物の第三者利用の形態はあらかじめ著作（権）者が決めることができる

著作権法 63 条 1 項は「著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる」と定め、同条 2 項は「前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる」と規定している。この規定の法意から、特定の著作物の著作（権）者はあらかじめ当該著作物の利用方法、利用形態を定めておき、これを一般公衆に向けて公開し、ある種の‘附合契約’として提示することが出来る。いま広く世界で行われている‘クリエイティブ・コモンズ・ライセンス’¹⁰⁾は基本的に情報共有をめざす仕組みであるが、この‘附合契約’のやり方を採用している。

学術論文は法的には同じように‘著作物’に位置づけられるとしても、資本主義的商品であるエンタメ系のベストセラー小説や映画、ポピュラー音楽

10) <https://creativecommons.jp/licenses/> を参照

とは本質的に異なる（そもそもマーケットのサイズに想到すれば、それを商品として大きな利潤が得られるとは考えられない）。研究の目的が研究者の自己満足と科学の進歩、人類社会の便益向上であることからすれば、科学的知識の共有を促進することが望ましく、経済的な意味では一定程度‘著作権制限’に服するのはある意味で当然のようにも思われる（特許発明のように投下資本の回収と継続的研究開発の維持のための仕組みは次元を異にする）。

・ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス¹¹⁾について

クリエイティブ・コモンズ (Creative Commons ; CC) は、情報共有を促進し、第三者が合法的に創造的著作物を利用できる範囲の拡大を目指して活動をしている、アメリカの非営利組織である。広く市民に負担なく著作物を利用させようとする‘クリエイティブ・コモンズ・ライセンス’ (Creative Commons licenses) として知られる著作権使用許諾約款を公表している。クリエイティブ・コモンズはいまや創造的著作物を共有する国際的基準となりつつある。2016年1月現在、各種の‘クリエイティブ・コモンズ・ライセンス’にもとづき11億の著作物が公開されており、2015年3月現在、画像共有サイトのひとつFlickrだけで3億600万点の画像がこのライセンスにもとづき利用できる¹²⁾。

3.8 研究機器・設備などのマニュアル、取扱説明書の著作権

莫大な資金を投入して研究活動が展開される巨大科学 (big science)、最先端の高度な研究成果が求められる学問領域においては、エレクトロニクスと微細技術の粋を集めた実験・検査機器、施設設備、そして小回りのきく便利な道具・器具等の利活用が不可避である。これらの研究活動を日常的に支える物的基盤は機能性能の向上、陳腐化が早く、利活用に必要なスキルの修

11) <https://creativecommons.org/licenses/?lang=ja>

12) *The Future of Creative Commons: Realizing the Value of Sharing in a Digital World* <<https://library.osu.edu/blogs/digitalscholarship/2013/06/06/future-of-creative-commons/>>も参照されたい。

得に必要なマニュアル，取扱説明書は，多数関係者の共有，共用となる。簡便に利用スキルを覚えようとするとき，事実として複製と抜粋，一部改変ができなくてはならない。そのような研究機器・設備などのマニュアル，取扱説明書が著作物に該当し，メーカーや代理店が著作権を主張し，高価な機器，器具の効果的利用が阻まれるとすれば，本末転倒といわざるを得ない。

経済産業省のホームページをのぞくと「特許権侵害，著作権侵害について〔特許権侵害，取扱説明書，仕様書，著作権侵害〕」との見出しのもとに「取扱説明書・仕様書のコピーについて」の記述があり，「取扱説明書・仕様書に記載されている文章や図画等は著作物として保護の対象になり得ます。それらが著作物である場合，その複製は，著作権侵害となり，著作権法に基づき，侵害行為等の差止請求や損害賠償請求等を裁判所に求めることができます」¹³⁾とされている。最近では，スマートフォンや携帯をはじめとするIT機器等の取扱説明書はインターネット上でダウンロードできるものが多い。たとえば，あるコモンキャリアがインターネット上にあげているオンラインマニュアルについて，「取扱説明書の著作権は携帯電話製造メーカーに帰属します。権利者の許諾を得ることなく，取扱説明書の内容の全部または一部を複製することは，著作権法上禁止されています。ただし，商業取引以外の個人的用途に用いる場合に1コピーのみ複製することは，この限りではありません」¹⁴⁾と記している。また，別のメーカーのサイトには「取扱説明書の著作権は株式会社〇〇に帰属いたします。株式会社〇〇の許諾なく本サイトに公開されている取扱説明書の内容の全部または一部を複製，改修したり送信したりすることは著作権法上禁止されております」と記すだけでなく，「本サイトでは当社が発売した全ての製品の取扱説明書を公開いたしております。ご希望の取扱説明書が見当たらなかった場合はご購入店かお近くの当社製品の取扱店またはサービス会社にお問い合わせの上，ご購入頂きます様お

13) <http://www.meti.go.jp/policy/ipr/soudanjirei/tyosaku4.html>

14) https://mb.softbank.jp/mb/japanese/mysoftbank/crm/online_manual/att_812_t.html

願いいたします」¹⁵⁾という。それを対象として購入する機器、設備等とは別に、取扱説明書がアンバンドルで販売価値を持つと考えているとすれば、顧客満足を考慮しない企業の顧客に対する嫌がらせ以外のなにものでもない。

理不尽なまでに欲ぼけの企業とは異なり、知的財産権紛争の専門職的メンター助言者である弁理士のひとはホームページに、「技術文献に求められるのは、いろんな解釈ができる創作的な表現よりも、誤解を招くことがないありふれた表現です」とのしごく全うな認識を示したうえで、「取扱説明書・仕様書に記載されている文章が言語の著作物として、そして図面が地図・図形の著作物として著作権で保護される可能性は低いと考えておいた方が良いでしょう」¹⁶⁾と述べている。

具体的な法規創造性をもつ裁判判決を紹介したブログ（当該事件の判決文にアクセスできる）¹⁷⁾を見ると、この国には相変わらず非常識な裁判官がいることがわかる。消費者に提供するサービスをできるだけわかりやすく書くには誰が書いても「表現の幅の狭い」ものとならざるを得ない火災保険の説明書につき、太文字、白抜き文字、下線などのメリハリに作成者の思想または感情の創作的表現が見られるとしている判決（東京地判平 23. 12. 22）をこき下ろす一方、まっとうな判決を紹介している。浄水器の取扱説明書が問題とされた事件である。大阪地裁は、浄水器の取扱説明書について、製品の概要や取扱いをわかりやすく解説するにあたり、採用した構成、取り上げた具体例、図画等、表現上の使用文字やマークの種類や配置、レイアウトなどは編集著作物には該当せず、またその内容は当該製品の各部分の名称、安全性確保、設置や使用の方法、トラブル対応など客観的事実を述べるのみで、そこには創作的表現というものは見出せず、ありふれた表現に過ぎず、そもそも著作物に該当しない旨を指摘する。この判決では、「取扱説明書は、対象製品から独立して頒布されるものではなく、すでに取引が成立した製品に

15) <http://www.toshiba-living.jp/rev.php?no=90952&sid=1>

16) <http://www.zepto.jpn.com/知的財産/取扱説明書・仕様書のコピーを著作権で守る方法.html>

17) <http://d.hatena.ne.jp/FJneo/1994/20120204/1336070219>

付して交付することが自由な競争の範囲を超える行為であるとはいえない」として、不法行為も否定した（大阪地判平 23. 12. 15）。

わかっただけだと思う。市民が日常的に利用するフライパンの商品取扱説明書（大阪地判平 10. 1. 20）や浴場保温商品取扱説明書（大阪地判平 17. 12. 15）などもまた著作物に該当しないとされているなかで、著作権制度がマニュアル、取扱説明書の利用の不便さを生み出し、人類の幸福と社会の平和に資する研究活動に必須不可欠な施設設備、機械器具等の活用を阻むとすれば、そんな馬鹿な話を許容する知的財産権制度はただちに宇宙の彼方に捨て去ったほうがよい。

4. 著作権と他の知的財産権との関係

研究者を読者対象と想定する本稿では、研究倫理を射程に含みつつも、著作権制度を中心に論じている。しかるに、著作物とされる表現物が同時に重疊的に他の著作権以外の知的財産権の対象となることは少なくない。研究者にとっても、この知的財産権の重なりについて、一定程度の理解をしておくべきもののように思う。

4.1 著作権とネーミング、商標権

2016年、古坂和仁（1973-、古坂大魔王）ふんするピコ太郎の「ペンパイナッポーアッポーベン（PPAP）」が大流行をみた。この一世を風靡した楽曲はもちろん「音楽の著作物」である。この楽曲のタイトルとして利用された「PPAP」は、それだけではたんなる文字列で著作物ではないので、それだけでは著作権の対象とはならない。ところが、ピコ太郎の曲がヒットする前に、この「PPAP」が第三者によって商標の登録出願がされていたという¹⁸⁾。

「PPAP」というロゴが「第41類 教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動」という区分でピコ太郎の「ペンパイナッポーアッポーベン（PPAP）」の流行に先立って商標登録されていればどうなるかという問題で

18) <http://rocketnews24.com/2017/01/30/856102/> などを参照。

ある。この事件については、特許庁が2016年5月に「最近、一部の出願人の方から他人の商標の先取りとなるような出願などの商標登録出願が大量に行われています。しかも、これらのほとんどが出願手数料の支払いのない手続上の瑕疵のある出願となっています」と注意喚起をしている¹⁹⁾。出願手数料の支払いのない場合には特許庁は出願の却下処分を行うものとし、「出願手数料の支払いがあった場合でも、出願された商標が、出願人の業務に係る商品・役務について使用するものでない場合（商標法第3条第1項柱書）や、他人の著名な商標の先取りとなるような出願や第三者の公益的なマークの出願である等の場合（同法第4条第1項各号）には、商標登録されることはありません」としている。具体的な商品や役務（サービス）から離れて、‘ネーミング’ だけから不当な利益を得ようとする輩が排除される仕組みになっていることを、特許庁は^{せんめい} 闡明している。ピコ太郎はその人気が衰微するまで「PPAP」を歌うことができる。

4.2 著作物の商標化

イギリスの絵本作家ビアトリクス・ポター（Helen Beatrix Potter, 1866-1943）の作品で有名なキャラクター、ピーターラビットは子供服のアパレルメーカーであるファミリアが商標として利用していた²⁰⁾ ことがあり、また漢方薬品メーカーのツムラの中将湯の商標は、著名な日本画家、高島華宵^{かしょう}（1888-1966）の描いた中将姫である。このように特定の創作者が制作した著作物を登録商標として利用することがある。

このような場合、もともと著作物であるので、著作権の存続期間内においては、その著作物を商標として利用しようとする企業は、契約によって著作権処理をしたうえで、商標権を取得しようとするれば、特許庁に出願し、審査

19) 特許庁「自らの商標を他人に商標登録出願されている皆様へ（ご注意）」（平成28年5月17日）<https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/shutsugan/tanin_shutsugan.htm>

20) ファミリアと創作者側にたつフレデリックウォーン アンド カンパニー リミテッド社との間で訴訟を重ねてきた。（知財高判平 18. 10. 26 など参照）

を経て、登録することになる。この場合、商標権の基礎となる著作権に変動が生じれば、商標としての利用は危うくなる。

4.3 商標登録の必要性？

あらためていわゆる「ブランド」の中核をなす「商標」の定義を掲げると、商品に付されたり、役務（サービス）に関連して使用される標章、標識で「人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定める」標識の位置や動き、そしてホログラムなど、となる。商標の機能については、どの知的財産権のテキストをみても、①自他商品識別機能、②出所表示機能、③品質保証機能、④宣伝広告機能、とある。そして、一定の要件が整えば、その商標は45の商品・役務の分野のなかから適切な分野を選び、経済産業省の外局である特許庁に出願し、審査を経て、所定の料金を支払い登録し、商標権を行使できる。その個性あるマーク等を独占的に利用でき、それを付したグッズを製造販売する業者が現れば、一定のロイヤリティを得ることができる。アメリカの著名な大学などの登録商標であるロゴなどが印刷されたTシャツ（大学がTシャツの製造販売業者に商標権の利用を許諾）などが売れば、商品価格の7%とか、約定された割合の雑収入が当該大学に納められる。

研究開発法人や国立大学法人、私立学校などのロゴもまた商標登録が可能であるし、実際に少なくないものが商標権を獲得している。しかし、アメリカの超一流の大学などを除き（アメリカの一流大学はある意味で観光資源であるが、一般市民を広く受入れず、多くの時間を門で閉ざしたgated universitiesの姿を堅持する日本の大学ではこのような営業努力は期待しがたい）、その収益はそんなに大きなものとはならないであろう。この国の研究教育機関については、市民や学生等との間の信頼感を化体したものでして広く表示、利用されるものであろう。

研究開発法人や国立大学法人、私立大学などの全体およびその一部門を表

現したロゴやデザインについては、登録しなくても、周知のものとなっていれば、その登録されていない商標と同一ないしは類似の標識使用という（当該機関からみての）悪用、濫用については、不正競争防止法2条1項2号によって法的に保護され、同一ないしは類似の標識の使用は差止め請求によって阻止され、損害賠償請求も可能である。

5. 研究機関における研究（開発）活動と著作権および研究倫理とのかかわり

本稿のもとになっている国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構での講演については、事前にまた講演後、講演を企画・実施した科学情報課から、同機構に勤務する研究者、職員から日常業務の遂行過程で気になっている事柄を問い合わせさせていただいた。その問いかけに対して、20以上の研究実務上気になって仕方がないという問題が寄せられ、その大半は講演で回答を提示し、事後にいただいた疑問点についてはメールで回答をさせてもらった。それが以下に記述するものであるが、これらはこの国立の研究開発法人で働く研究者、関係職員に限らず、この国の官民の多くの研究者等が抱えている問題であろうと思われる。ひとつずつ提示し、著作権法的な狭い観点からだけでなく、みずからの研究者としての存在維持に求められるであろう認識にもからめて検討を加えることにしたい。

5.1 みずからが執筆した論文（図表を含めて）の転載の可否

この場合、以前に学術誌等に投稿・採録された論文を別の媒体に再度掲載しようとするをいっていると思われる。デジタル大辞泉に「既刊の印刷物の文章などを写し取って、そのまま他の刊行物に載せること」と説明されている‘転載’という概念については、32条1項に定義されている‘(適法)引用’とは異なり、著作権法には定義規定はおかれていない。いったん学術誌に掲載されていれば、通常、当該学術誌等の投稿規程には著作権の移動、変動についての規定が置かれており、著作権の帰属はその定めにしたが

う。すなわち、^{くだん}件の論文の著作権は投稿規程によって、学術誌等の出版社もしくは著者に帰属する。著作権法の枠内で考えれば、著作権が出版社に譲渡されている場合には許諾を求める著作権処理が必要で、著作権が著者のものだとすればその利用に法的制約はない（実務上は、著者に著作権が留保されている場合でもマナーとして出版社にその旨を通知をする）。

しかし、著作権法上は可能だとしても、以前学術誌等に掲載された自分の論文をあらためて別の学術誌等に再度掲載しようとする行為については、慎重に構えるべきである。というのは、‘二重投稿’と見られるような場合には、研究倫理に抵触し、‘研究不正行為’の烙印を押されてしまうことになりかねない。学術誌に掲載された論文を業界啓蒙誌などに再録し広く業界関係者に技術関連情報等として提供する場合においても、その経緯を明文で示すべきである。日本で発行される学術誌に掲載された論文が非常に高い評価を得たので英文に書き直して国際的な学術誌に投稿するという行為は‘二重投稿’にあたる。学術論文のオリジナリティは使用する言語に関係がなく、日本語を英語に換えても、またその逆でも学術論文としての内在的価値は等価である。

5.1.1 自己引用, 自己剽窃について

研究者が以前に書いた論文等を新しく執筆している論文等に利用する行為を一般に‘自己引用’とか‘自己剽窃’といている。後者の‘自己剽窃’という言葉が用いられた場合には、その言葉自体に否定的な意味を示す‘剽窃’(plagiarism)が含まれており、当該研究者を断罪しようという文脈を彷彿させる。‘剽窃’は本来出所表示を明らかにせず、自分自身の表現であると装い、第三者の研究成果にフリーライドすることをいう。したがって、‘自己剽窃’という言葉は、研究者としての成長、業績伸長に乏しく、オリジナリティのなさを秘匿して論文の本数の増加、研究業績の量を稼ごうとする行為にほかならず、公正な慣行にしたがった出所表示を行わないもので、著作権法上も違法であり、研究不正行為でもある。

一方、従来の研究テーマの延長上に新たな研究成果を示す論文を執筆する場合に行われる‘自己引用’は、他人の論文から引用するのと同じの基準で、自分自身の過去の論文を引用することをいう。‘引用’の法理はここでも妥当し、明瞭区分性、主従の関係、出所表示など公正な慣行等に従わなければならない。

「みずからが（以前）執筆したものと同等の内容を別に執筆するとき、どのくらいが引用で、どのくらいが自己剽窃、どこからが新しいオリジナルか？」という問いかけには、研究者にとっては大きな意味はない。出所を秘して過去の自分の表現物に依拠し、第三者がその事実を感得できれば、それは適法引用には該当せず、表現の類似性を問題にする著作権法上は違法な行為といわざるをえない。むしろ研究者にとっての‘オリジナリティ’というのは著作権制度とは別の次元のものであり、研究上のアイデアに近い。研究における創意工夫、新たな学術的知見がなければ、著作権法上は問題がなくても、‘二重投稿’に通ずるところがあれば、それは研究倫理にもとる。

もっとも、以前に書いた論文の内容について、サイエンسライターのように一般市民に対してその内容をわかりやすく書いてほしいと出版社から依頼があれば、内容的に等価でも別個の著作物であり、社会的な意義も異なり、研究者としての社会貢献に資する。表現を規律する著作権法上は問題とならなくても、研究者が自発的に新たな学術論文を同一のアイデアで書けば多くは研究不正行為とされるであろう。

5.2 複数の拠点をもつ研究機関内部での文献情報利用について

各地に研究拠点が分散している研究機関にあつては、研究文献情報は等しく利用できるはずのものである。それぞれの研究拠点に文献情報提供施設が設置されている場合には、中央館と各地の分館・分室はネットワークを構成するものであり、各拠点到勤務するすべての研究者等はネットワーク全体で所蔵する文献、契約しているデータベースを利用、アクセスでき、拠点間の文献情報の移動、送信は当該研究組織の‘内部行為’にあたる。オリジナル

の文献が伝統的な紙媒体であるときは現物貸借、複写物の郵送、デジタル化して送信のいずれも法的に可能である。電子ジャーナルの場合には、法人格をもった当該研究機関がベンダーとの契約の主体のはずで、その研究組織全体の研究者が利用可能で、通常は各端末からアクセスできるものであるが、それが困難な状況があれば、PDF化して、もしくはいったんダウンロードしたPDFをメール添付で送信することに問題はない。

5.3 学会等でのポスター発表に関する注意点

学会誌等に「ポスター発表が著作権法上適切な処理がなされておらず、研究不正行為として取り上げられる事例が少なくない」との記述が見られることがあるとの指摘をうけた。この問題についてひとことふれておきたい。

ポスター発表に限らず、学会等での研究発表は、それ自体がひとつの‘著作物’である。ということは、そこで論拠として用いられた先行研究の成果や理解を助けるために援用した写真やイラストなどの画像、音声等の利用が出典を付したり公正な慣行にしたがっており、必要最低限のやむを得ない改変にとどまる限りは、著作権法32条1項にいう‘(適法)引用’に該当する。この場合は著作権法上問題がないだけでなく、研究倫理のうえでもまずは問題になるはずがない。論理必然性のない第三者の著作物の(とってつけたような)利用は‘転載’にあたり、許諾が必要である。当該研究報告のオーサー(著者)の範囲に問題がなく、‘剽窃’‘盗用’などがなければ、著作権法上の問題はない。

むしろ、そこでとりあげられている事実、データ等に関して、アンケート調査の回答者や実験の被験者等のプライバシー、個人情報の取扱いがうまくないなどの事情があれば、著作権法の問題ではなく、別個の研究倫理にふれることになる(最近では、それぞれの研究機関には研究倫理審査委員会が設置されていることが多く、そこでチェックを受けることになろう)。たとえば、機微にわたるインタビュー調査をするときには、調査対象者に対して研究の目的を説明し身元の秘密を守ることを約束し、原則として、聴取(録

取)した情報の利用について承諾書を得なければならない。その結果をケーススタディやライフストーリーとして論文等に掲載するときには、事実は偽りなく記さなければならないが、個人が特定されることを避けるべく、たとえば‘早稲田大学’は「東京六大学のひとつである日本を代表する私立大学」、‘東芝’は「ある深刻な経営危機に陥っているこれまでは日本を代表する巨大な電機メーカー企業」のように婉曲に表現し、仮名に置き換える等の配慮が必要である。

5.4 オーサーシップ (authorship 著者性) の問題

むかしあるアイドルの手になるとされるベストセラーについて、マスコミ関係者が本人に対して「あなたの書かれた本、評判が高く、おもしろいですねえ」と言ったところ、「そうなんですか。(知りませんでした。)わたしもぜひ読んでみたいと思います」と答えたとの逸話をどこかで読んだ記憶がある。この話にあるように、出版の世界では、ゴーストライターはある意味で当たり前の存在であり、近年刊行されている売れ行き好調の書物の多くは著者とされている人物に何度かインタビューしたり、資料提供を受けたり、あるいは録音したりしたものを素材に、それを業とするプロダクションやライターと呼ばれるゴーストライター業者が執筆、編集したものが少なくない。

すなわち、他人の名前で原稿を作成することは世の中も、また著作権法もそれを許容しているわけであるが、研究の世界でゴーストライターを活用することは第三者に研究成果をまとめてもらい、研究者としての誤った、真実とは異なる評価、名声を作り出そうという行為であるから、研究倫理を大きく逸脱することになる。

研究論文の公表を通じてその著者として研究者の評価を世に問うわけであるから、その著者の表示に偽りがあることは許されない。人文・社会系の学問領域では、ひとりの研究者が自分が行った研究の成果を単著で書き表すことが多いが、理工系の論文は特定の研究室や研究チームが共同して行った研究活動の成果をまとめることがふつうである。高エネルギー物理学分野の論

文の著者は1,000人以上を数えることも少なくなく、ある論文では著者は5,154人を数えたと伝えられている²¹⁾。羅列されている多数著者について、当該論文が産み出した学術的価値への貢献度に応じて著者のそれぞれのランク付けが行われる。一般に‘ファースト・オーサー’と呼ばれる筆頭著者が寄与度が高く、学位取得の手続き等においては、その論文はファースト・オーサーの業績としてカウントされることが少なくない。また、一番最後にあげられている著者が当該研究活動において全体の調整にかかわり、監督的立場にあるものと理解されることも多い。学術誌投稿論文などでは、査読への対応、外部とのコミュニケーションを担う著者（‘コレスポネンス・オーサー’²²⁾と呼ばれたりする）が別途定められることもある。

このように、とくに理工系の論文では、それぞれに当該研究活動において固有の役割分担を果たした多数の著者が存在することが珍しくないが、著者表示のある著者だけによってその研究が行われたわけではない。中心的な著者等の指示を受け、実験を行ったり、機器の操作にあたり、図表の作成をしたり、機械的な作業に従事した人たちが存在することが多い。このような研究支援業務に従事した人たちは当該研究論文、すなわち創造的な研究成果の表現につながる独自固有、主体的な関与をしたとはみられないので、著者にはなりえない。もっとも、研究支援業務従事者に限らず、それ以外にもなんらかの形でその研究を見守り、サポートした人たちがいることはふつうで、その場合には‘献辞・謝辞’（acknowledgement, dedication）などでその事実を明らかにしておくことが研究倫理にかなう。論文ではなく、研究図書の場合には、著者以外に監修者をおくことがある。この監修者がたんに抽象的の企画やアイデア、アドバイスを与えたり、出来上がった研究論文の表現等の微調整を行うだけでは著者にあたらない²³⁾。しかし、当該研究に一定程

21) 「Physical Review Letters誌に5,154人の著者による論文掲載 論文著者数の新記録樹立」カレントアウェアネスR (2015.5.19) <<http://current.ndl.go.jp/node/28498>>

22) 山崎茂明『科学者の発表倫理』丸善出版, 2013, pp.50-57.

23) TMI総合法律事務所編『著作権の法律相談 I』青林書院, 2016, pp.73-76.

度実質的に関与している場合には著者に該当することもありえる。

5.4.1 ‘ギフト・オーサー’について

研究論文については‘ギフト・オーサー’（gift author）という問題がある。英語であることからわかるように、この慣習、慣行もまた世界のアカデミック・ワールドに共通するものである。特定の研究室、研究チームなどが研究成果を論文にまとめる場合、当該研究には一切関与していないにも関わらず、お世話になった先生や先輩研究者などに対して、敬意と親しみを感じて、あるいは社会的評価の捏造を試みて、著者のひとりに加えることを了承してもらひそやかな慣行がある。これはしばしば‘ギフト・オーサー’として自分の名前を貸した大先生、著名な研究者の令名に傷を与えることになる。というのは、‘ギフト・オーサー’をたてるという微温的で研究の世の中をなめた輩は、業績を過大に見せるべく、実験データの捏造や剽窃等に及ぶことが多く、善意の大先生、著名な研究者はそこで衆人にさらされた研究不正行為に心ならずも連座する結果を招来することがある。

正義感の強いポストドクや若手研究者にとっては、‘ギフト・オーサー’は許したくない慣行になりつつある。研究者にとっての勲章である原著論文の共著者に共同研究に実質的に参加していない「元指導教員や研究チームリーダー等をギフト・オーサーとして加えることを禁止するシステムをつくることができるか」との問いかけを受けることがしばしばである。筆者は一匹狼のようなスタイルで研究をしてきたので（またそれが許される分野とテーマを選んできた）、残念ながら経験にもとづく精緻な議論はできない。当該共著論文に研究不正行為があると認められれば、名目的に付されたギフト・オーサーも‘共犯者’として連座することにはなる。

日本の学界なるところの片隅で、長年にわたり瞥見、仄聞してきたところからすれば、わたしとしては、ギフト・オーサーという慣行を廃絶することは困難、まず無理だろう、と答えることにしている。大学や国立研究所などで、ひとつの（共同）研究の成果を複数の論文等に分け、実績に乏しい研究

者、間違っ て研究者になっ た人に、組織維持・運営の観点から、学位をとらせようとしたりすることがあるかぎり、そしてそれを温情主義として容認する人たちがいるかぎり、‘ギフト・オーサー’の慣行廃絶は不可能だと思ふ。ギフト・オーサーの存在は、学閥の結束や研究室のチームワークのあらわれと善意に誤解する人もいる。ギフト・オーサーの名誉を献呈したい、当該共同研究に関わらずとも、物心両面でサポートしてくれた人については、謝辞や献辞で共著者の気持ちを表現すべきものように思う。

5.5 あらたな研究成果の発表と自己引用について

「査読付き国際学術誌に投稿し受理された（自分自身の）論文の図表を（あらためて別途）学会発表に利用しようとする場合、（今度の）学会発表のスライドに（かつて）投稿した論文と同じもの（図表）を使う事は可能か。それとも、著作権は雑誌社にあるので、雑誌社への許可が必要か。あるいは、自分の研究成果なので自由に使用可能なのか」という質問を受けた。

あらたな実験を行いあらたなデータを使い、今回の学会発表で新たな研究成果を明らかにしようとしてかつて自分が行った研究成果に言及するときに、以前学術誌に投稿し掲載された図表を用いる場合には、（自己）引用として認められる。その論文の著作権が当該学術誌を出版した出版社に移転しているとしても、公表された著作物の‘引用’行為なので、先行論文掲載出版社への許諾は不要である。

5.6 論文共有サイト、セルフアーカイビングをめぐる

ResearchGate²⁴⁾は、2008年に開設された、科学者・研究者向けのソーシャル・ネットワーク・サービスである。そこでは原著論文の共有や質問・回答、協力者の募集等が行われている。インターネット情報空間は衆人環視の情報の公開（共有）の場で、原則的には、権利者だけが論文や著作をアップできる（著作権が論文掲載誌の出版社に譲渡移転されている場合には、当

24) <https://www.researchgate.net/>

該論文の著者といえども原則としてインターネット上にアップロードできない（複製権、公衆送信権がかかわる）。出版社の個別的あるいは附合契約による許諾が必要とされる）。

もっとも、学術情報の共有は大いに望ましいことであるし、グローバルな規模で推進されるべきものと思う。個々の研究機関がそこに属する研究者の業績を機関リポジトリ（institutional repository）を通じてインターネット上に公開しており、機関リポジトリを開設運用している研究機関は世界に多くを数える。このような機関リポジトリのネットワーク形成を進めているのが、イギリスのノッチングム大学（University of Nottingham）を中心とするプロジェクト、シェルパ（SHERPA）²⁵⁾である。2002年に7機関からはじめられ、現在ではイギリス国内に34の協力機関のほか、連携機関が関わっている。国立図書館である英国図書館（British Library）も関与している。このシェルパでは、各々の出版社からの著作権に関する基本方針と著者自身が自分自身の論文・著作を保管、（インターネット上に）公開できる（self-archiving）かどうかについての情報をデータベース化（SHERPA/RoMEO）している。そこでは公刊前でも公刊後でも著者が自分の論文をセルフアーカイビングできる場合に緑色と表現しており、これを‘RoMEO Green’と呼んでいる。‘緑’に該当する出版社は34%であるが、なんらかの形で著者にセルフアーカイビングを認めているのは66%を数え、90%を超える学術誌が著者にセルフアーカイビングを認めている。

日本でも、イギリスのSHERPAを真似て、国立情報学研究所の委託事業として2010年からはじめられ、2017年5月現在、日本国内の2,616の学協会を対象とする‘学協会著作権ポリシーデータベース’²⁶⁾を筑波大学附属図書館を中心として構築、運用している²⁷⁾。

25) <http://www.sherpa.ac.uk/>

26) <http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>

27) 大澤類里佐、中山知士「SCPプロジェクトの活動と課題：学協会著作権ポリシーデータベースの構築を中心に」大学図書館研究、No.93、p.36-41.

5.7 研究機関とそこに所属する研究者の業績について

それぞれの研究機関は当該組織に属する研究者の研究成果を管理するために、発表論文の提出を求めることがある。通常、論文の抜刷1部を組織全体の成果管理部署に提出するものとし、そこで当該成果物を保存・管理する。それとは別に、成果管理部署以外に当該研究者が帰属している組織内部の単位組織で同一の論文を1部コピーしておき、所属部署としても保存しておくということも、以下に述べる論理から可能だと考えられる。また、組織内で、たとえば10年前に当該研究機関に所属していた研究者によって書かれた論文が話題になったとき、成果管理部署に保管されている当該論文のコピーを作成し、組織内で利用することも可能である。

理由を示そう。英米法の世界では、まず間違いなくフェアユースに該当する。日本法にはフェアユースのような一般的規定はおかれていないが、‘複製’、‘複製権’概念を柔軟に、また規範的に解釈することによって、ケースバイケースの具体的妥当性を確保する必要がある²⁸⁾。‘複製権’を定める著作権法21条には‘公に’という文言はないが、他の支分権にこの文言がおかれている趣旨は権利者の経済的損失が念頭にある。研究組織内において、所属する研究者の業務に関わる著作物の制作・製作過程に深く関与する組織が成果物管理上、組織全体の成果管理部署で保存・管理することには合理性があり、一般に組織内規定でルール化されている。保存・管理する以上、そこに一定の将来の利用を見込んでいる。

また、研究開発法人や独立行政法人、特殊法人等に付置される図書館部門は著作権施行令1条の3に該当する図書館で複写サービスが法的に可能である。著者の所属部署で管理用に提出された論文の複製利用については、著者が異動してすでにそこにいないとしても緊密な人間関係の研究チーム内の複製利用（著作権法30条1項柱書）に該当するとみても問題ないと思われる。

ここで意識的にいささか乱暴な言辞をひとつ吐いておくと、「文化的遺産の公正な利用に留意」しつつ、究極的に「文化の発展に寄与することを目

28) 中山信弘『著作権法 第2版』有斐閣, 2014, p.250.

的とする」著作権法（1条）が（公法人に限らず民間企業も含めて、研究開発部門が行う利潤の追求に直結しない）学術研究を阻害するとすれば、それはもってのほかのように感じられる。

・ 研究機関に勤務する研究者として

‘生涯学習社会’という理念には、趣味として研究を楽しむというニュアンスも含まれているように思われるが、現実の世の中で研究を楽しもうとすれば‘パンのための研究’になるのはある意味で仕方のないことなのかもしれない（人にあごで使われることなく勉強を続けてみたいと思って研究者、大学教員になったものの、授業と雑用に追いまくられる現実はあまりにも哀しい）。

現代の研究者の大半は研究機関に所属し、給与をもらい、その意味では嫌っていた‘宮仕え’をせざるを得ない。

「みずからがメンバーのひとりとして関わった共著論文の一部を所属組織の書類に転用したい、転用せざるをえないということがままある。組織内部にだけ公開する場合、外部にも公開する場合、それぞれの場合でどの程度まで許され、どこからが許されない行為なのか？」という問いには、現代の研究者の悩みのひとつが表出されている。

当該研究者が国公設の研究機関、研究開発法人、独立行政法人、特殊法人のような場合には、研究活動に一定の行政目的が課されているのがふつうである。著作権法42条1項は、著作物は「行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる」と定めており、同条2項では産業財産権、薬事や再生医療にかかわる審査、調査等の手続き過程で必要とされる範囲の複製利用を認めている。この規定の趣旨からすれば、行政目的をになう研究機関では組織内部での職務行為にともなう‘転用’（転載もしくは必要不可欠な程度の変更を含めた引用、複製利用）は適法とされる余地が大きい。

また、著作権法42条の2は民主主義の根幹的な仕組みである情報公開制

度において原則的に行政情報の開示を定めている。その趣旨は市民の開示請求を待って開示するだけではなく、市民に科学的、学術的成果を任意にかつ積極的に公表、提供することをも求めているはずである。著作権者の位置に立つ著作権ビジネスが存在するのであれば、その利益に一定の配慮をする必要はあるかもしれないが、学術研究情報はエンタテインメント作品とは異なる。

当該研究者が所属する研究機関が民間の組織・団体、企業である場合には、論文掲載学術誌発行の出版社の著作権に関する方針、姿勢に依存するが、使用者や上司、同僚等に向けられた狭い範囲の組織内部は私的複製を許容した著作権法 30 条 1 項の範囲に収まるものであろうし、外部に公開する場合には、当該研究機関の宣伝PRの機能をも果たす‘機関リポジトリ’整備の動向を考慮することが望まれる。

5.8 第三者の書いた論文や図書に掲載された図表の利用について

著作権に関するセミナーではよく尋ねられる質問である。「他人が執筆した論文や図書の図を使いたい場合、出版社などのやり取りでの、スムーズにOKを引き出すコツ、また、揉めるもとになるNGワードがあれば教えていただきたい」というものである。

実務家のなかにも、文章と異なり、図表は著作権法上格別に保護されていると思っている人たちが少なくないのが問題である。音楽評論における楽譜、美術評論における絵画や彫刻の写真などのように、研究論文では図表も引用の対象となることに変わりはない。著作権法の理解としては、みずからの研究成果を論述する上でその論拠の一部として引用していれば、図表といえども自由に利用できる。‘転載’に該当する、図書の巻末や論文の末尾に、本文・本論とは分離された形で参考資料としてつけるような場合は別であり、著作権処理が必要とされる。

しかし、現実には「引用’行為に該当していても、安全を期して念のため」と、実務上、引用した図表を掲載した図書、学術誌の出版社との間で、

目腐れ金のやりとりはある。それは、著作権法上、正当化できる取引ではない。

5.9 研究機関で開催される各種研修、イベントの記録とその利用

「研究機関あるいは特定のテーマを掲げ活動をしている組織団体が講演等を外部に依頼し、その内容をメモとして作成した場合、当該メモを当該研究機関あるいは組織団体内でその内容の記録を周知、回付、あるいは配布することは、著作権侵害に該当するのか。当然、講演者の氏名を付すことは前提」という質問に対して。

研究者にかかわらず、ふつうの市民もすべてかつて学校や大学の授業や講義（それ自体が‘著作物’）でノートをとったことと思う。講演等を引受け、実施したということは、学校や大学の講義と同様、特段の取極めがない限り、ノートをとることは認められている。受講者個々人が講義・講演の記録（別個の二次的著作物）を作成したり、その研修、イベント等を主催した機関団体は公的記録をとり、内部の一定の範囲に配布したり、保存したりすることは研修、イベントに付随し、特段の契約が存在しなければ問題はない。主催団体の範囲を超えて外部に頒布することは‘目的外利用’となり認められない。

もっとも著作権法30条1項は適用可能で、よく知った研究者仲間等の近い狭い範囲に複製頒布することは許される。もっとも、ノート（二次的著作物）の流通は原著権者（講演者）の許諾を要するはずのものであるが、偏差値がそこそこ高い大学の周辺では業としてまじめな学生が授業を記録したノートの複製が販売されていることがある。

5.10 Webサイト上のイラストや図、写真等の利用、(再)加工について

このような質問をいただいた。「Webサイト上のイラストや写真の再加工（主に、一部を切り出して新たに説明を加える、等）や、図や写真をまとめる、等の具定例をあげて、これはOK、これはダメ等、教えていただきました

い。(例えば、添付PPTでは「いらすとや」のイラストを利用しているがOKか?)

研究者が学会発表などで、聴衆にとって理解しやすくするために、インターネット上に公表されている、第三者が撮影した写真や画像、他の研究者の作成した概念図や図表などを自分の研究成果等の報告に利用したり、関係する分野の行政に携わっている公務員や一般市民に対する研修や講演などで、内容に親しみを感じ受け入れやすくするために、Googleの画像検索などでヒットしたインターネット上にアップされている第三者の制作した図画、イラストなどをパワーポイントのスライドに貼り付けることはよく行われている(画像検索の結果、ヒットした画像のなかに文字等が埋め込まれている場合には、その画像をネットにあげている個人、組織団体は著作権を主張しており、利用にあたって対価を支払えば画像に埋め込まれた余計な文字等の消去に応じるとの姿勢を示している)。このような場合に留意すべきことについて考えてみよう。

①第三者の制作した著作物には、一般に著作権が付着している、②引用に該当する場合には著作権処理は必要なく、自由に利用できる、③学校や大学の授業、講演会や公式の教育的イベント、公共図書館や公民館、博物館などの社会教育施設、あるいは営利企業が関与することなく、民間の組織団体が営利を目的とせず継続的に行われている研修や勉強会などにおいては、著作権35条の適用がある。インターネットなどの情報通信手段を用いて、遠隔地にある副会場に主会場の様子とともに使用するパワーポイントの画像や配布資料を送信、利用することにも問題はない(ただし、アメリカのTEACH Actが許容している異時、非同期送信は日本の現在の著作権制度は許しておらず、オンライン・リアルタイムの利用に限定されている)。④必要最小限度の変更は許容される。また、⑤外国語の付された第三者の著作物利用については日本語に翻訳できる。このような場合、第三者の制作した公表著作物は創作者の許諾なく、自由に利用してよい。

聴衆から安くはない参加料を取り、営利的なセミナー事業を行う民間企業

に講師として呼ばれる場合には、明らかに引用に該当すると確信できなければ、複製権、公衆送信権の処理が問題となり、また、必要最小限のやむを得ぬ改変を超えれば翻案権の処理が必要となる。

質問であげられていた、企業や組織団体などが制作する宣伝広告のためのポスター、コマーシャルにもよく利用されている‘いらすとや’について、ふれておくことにする。まず、著作権についての前提を確認しておこう。日本の著作権制度の下では、創作者は著作権を放棄できないとされているが、一定の意思表示を明らかにすれば、著作権を主張せず、広くすべての人たちにそのすべて、あるいはその一部を開放することはできる。

‘いらすとや’は、まさしくみずからの著作権を開放しているのであ

ご利用について

いらすとや
いらすとや
入

ご利用規定
当サイトで配布している素材は、個人、法人、商用、非商用問わず無料でご利用頂けます。クレジットの表記、メールでの連絡など必要ありません。詳しくは「よくあるご質問」をご覧ください。

当サイトのイラストは以下の場合に限って、ご利用をお断りします。

- 公序良俗に反する目的での利用
- 素材のイメージを著しく損なうような利用
- 素材をそのまま再配布・販売（LINEクリエイターズスタンプ等も含みます）
- その他著作権者が不適切と判断した場合

以下の場合、有償にて対応させていただきます。メニューの「お問合せ」からご連絡下さい。

- 素材を21点以上使った商用デザイン
- 素材の高解像度データの作成（高解像度イラストのサンプル）
- ご希望のイラストを作成

<http://www.irasutoya.com/p/terms.html>

図4 いらすとやのホームページ：ご利用について

る²⁹⁾。そのことを記しているウェブページ(図4)³⁰⁾をみよう(下線は筆者)。「ご利用規定」に、そこにあげられている素材は「個人、法人、商用、非商用(を)問わず無料でご利用頂けます」とあり、「クレジットの表記(著作権表示)、メールでの連絡など必要ありません」とまでいっている。そして、「素材は規約の範囲内であれば自由に編集や加工をすることができます」とも述べ、一定程度の変更、変形も許容している。さらに、著作権法48条が定める出所表示まで必要ないとしている(この申出は法的に有効)。「公序良俗に反する目的での利用」等に限って「利用をお断り」されており、通常の利用は「どうぞご自由に」という太っ腹を示されている。「その他著作者が不適切と判断した場合には「利用しないでくださいね」との文言は、通知をすることなく利用し、後に「いらすとや」さんがたまたま気がついて「これはいやだ」となったときに将来に向けての利用が停止されるにすぎず、事後的に損害賠償請求権が行使される可能性もきわめて低い。営業手段として行われる「素材を21点以上使った商用デザイン」への利用や、別途個別に高解像度イラストや別注のイラストに限って有償とされている。

「いらすとや」の例をとりあげたが、既述の「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」など、権利者側が明示的に著作権の開放を示した条件があれば、その範囲内で、私的複製、引用、教育的な利用などの著作権制限を定める諸規定の射程を超えて自由に利用できる。研究者が「いらすとや」のウェブページに掲げられているイラストを所属機関の業務や個人的に利用する場合には問題が発生することはまずありえない。

6. むすび

研究者の創造的活動を支援する図書館とそのサービスを対象に含む図書館情報学と、そこで取り扱うアナログとデジタルの情報資料の大半が著作物で

29) そのホームページの下部、「著作権」と記されたところに「当サイトの素材は無料でお使い頂けますが、著作権は放棄しておりません。全ての素材の著作権は私みふねたかしが所有します」と書かれている。

30) <http://www.irasutoya.com/p/terms.html>

あるので、著作権制度をわたしの主要な研究テーマとしてきたことから、数は多くはないが、しばしば原稿依頼があったり、講演の機会が与えられてきたりしてきた。最近では、身近なところでもコピー&ペーストが頻発したり、剽窃が見られたり、研究倫理に関することも考えることが多くなった。そのような事情もあって、今回、区切りをつけたいとの気持ちもあって、この原稿を書くことにしたしだいである。これまでずっと比較研究の手法をとり、主としてアメリカを対象として研究を続けてきたので、基本的な視座は日本よりもアメリカに親近感を覚えている。この国のやり方、考え方を揶揄して、よく‘ガラパゴス’といわれるが、つくづくそうだと感じている。研究の世界においては、特定の領域をのぞき、アメリカで展開されている研究活動に太刀打ちするのは、日本の研究者が授業や雑用、会議に大きく時間とエネルギーを奪われている昨今の状況を考えると、まずは不可能と思っている。15歳の児童を対象とする国際的な学力競争テストであるPISA(OECD生徒の学習到達度調査)(2015年)において、日本の子どもたちの成績は、70カ国中、科学で2位、読解力で8位、数学は5位でトップランクにある。アメリカは、科学で25位、読解力で23位、数学は39位で、お世辞にも素晴らしいとはいえない。しかし、初等中等教育では素晴らしい成果を収めている日本が、高等教育とそこで学んだことを基礎に展開される研究の水準では、一部の分野をのぞき、アメリカに見事なまでに太刀打ちできない。問題は、PISAのアンケート調査で、科学を「楽しく学んでいるか」という問いに対して楽しいと答えたのは半数をわずかに切る49.9%で、OECD加盟国平均の62.8%を大きく下回っている³¹⁾。日本の子どもたちの能力はそれなりに開発されているが、高等教育、研究活動を見通したとき、十分な伸びしろがない。子どもたちが悪いのではなく、人を育てる仕組みが悪いように思える。

わたしの身の回りを含め、現在の研究者とこれから研究者になろうとする

31) Cf. OECD. *PISA 2015 Results in Focus*. 2016.

<<https://www.oecd.org/pisa/pisa-2015-results-in-focus.pdf>>

人たちに向けて、この拙い小論をプレゼントしたい。ここに注で引用したウェブページについては、2017年5月26日にあらためてアクセスし、その時点ではリンク切れは存在しなかった。

(やまもと・じゅんいち／経営学部教授／2017年5月29日受理)

Information Ethics and Copyright System that All Researchers have to Realize

YAMAMOTO Jun-ichi

abstract

This paper deals with necessary knowledge about copyright law, and in addition related important ethics which all researchers have to learn. At first, it explains the outlines of Japanese Copyright Act of 1970, and following revised acts. Researchers never fail to understand the real meaning of legal citation doctrine. They necessarily should make sense of the way to lawfully and ethically reuse their own academic papers. When they are working at national laboratories, or famous universities, they had better know something about trademark, besides patent system. This paper also tells about what authorship ought to be. And other topics, for example self-archiving, institutional repositories, creative commons license, and the usage of copyright-free illustrations are discussed. This paper is dedicated to young generation researchers including my students.